

地震保険制度の概要

○地震保険は、「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」との制度趣旨の下、大規模な地震の発生を踏まえて見直しを行い、現行の制度となっている。

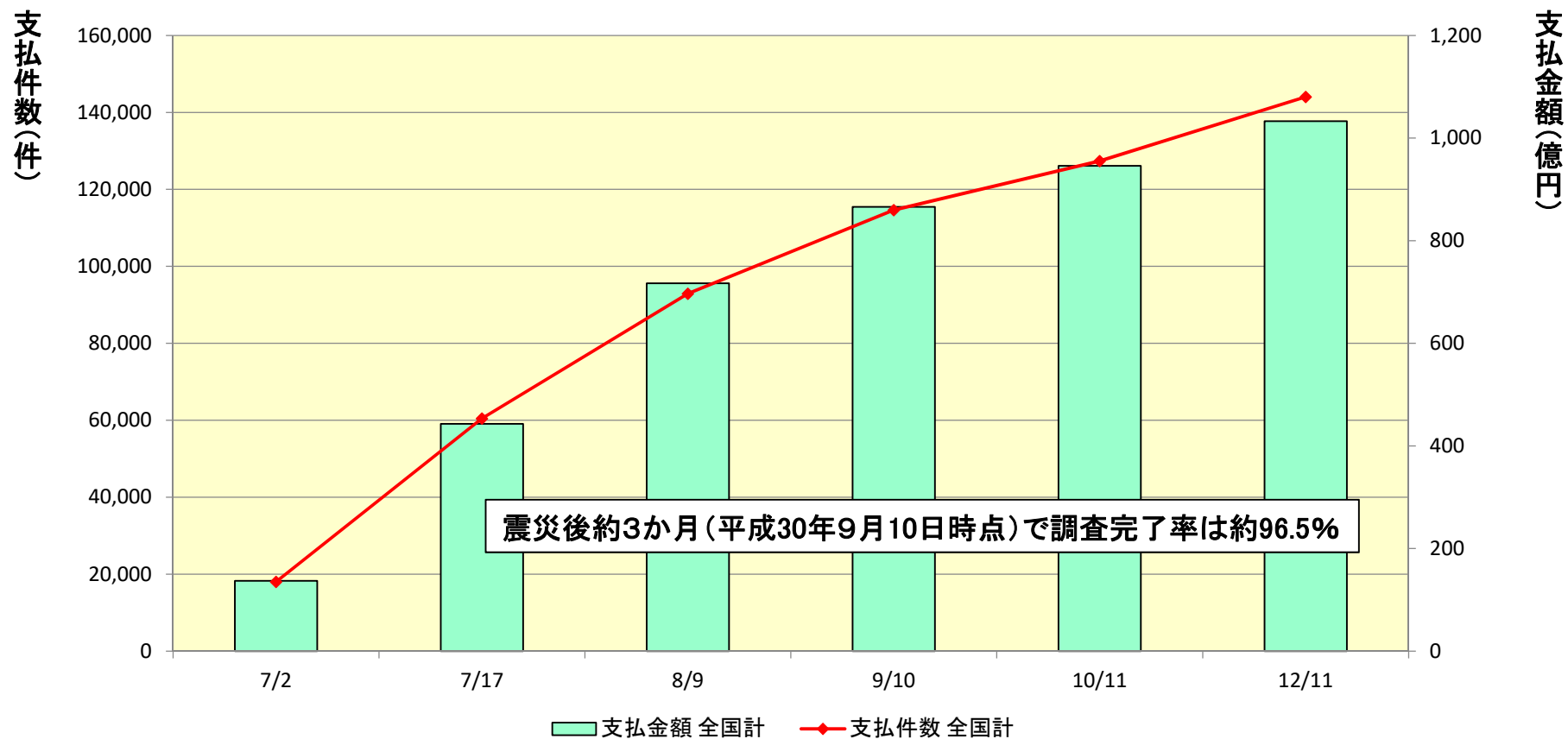
対象危険:	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害 (法第2条) (注)72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす (法第3条)																				
対象物件:	住宅及び家財 (法第2条)																				
付保割合:	火災保険金額の30%~50%の範囲 (法第2条)																				
保険金額限度額:	建物5,000万円、家財1,000万円 (法第2条)																				
損害区分:	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害区分</th> <th>一部損</th> <th>小半損</th> <th>大半損</th> <th>全損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険金額に対する支払割合</td> <td>5%</td> <td>30%</td> <td>60%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">(参考)~H28.12</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">一部損</td> <td style="padding: 2px 5px;">半損</td> <td style="padding: 2px 5px;">全損</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">5%</td> <td style="padding: 2px 5px;">50%</td> <td style="padding: 2px 5px;">100%</td> </tr> </table> </div> (法第2条)					損害区分	一部損	小半損	大半損	全損	保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%	一部損	半損	全損	5%	50%	100%
損害区分	一部損	小半損	大半損	全損																	
保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%																	
一部損	半損	全損																			
5%	50%	100%																			
契約方法:	火災保険契約に原則自動付帯 (法第2条)																				
総支払限度額:	1回の地震等による支払保険金が総支払限度額を超える場合には、支払保険金の削減を行うことができる。 (法第4条)																				
加入制限:	大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたときは、地震保険契約を締結することができない。 (注)同法に基づき「地震防災対策強化地域」として指定された地域に限る (法第4条の2)																				
保険料率:	収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。 (ノーロス・ノープロフィットの原則) (法第5条)																				

政府による再保険について

<p>政府再保険の内容</p>	<p>一定規模以上の保険金支払が生じた場合、政府がその一部を支払うよう、再保険を引受け。具体的には、損害保険会社が引受けた地震保険の全部につき、日本地震再保険(株)が再保険を引受け、さらにその一部につき政府が再保険の引受けを行っている。</p>																								
<p>政府再保険の意義</p>	<p>独立採算制のもと、政府の信用により、一時的な資金(準備金)不足に対しても、民間の採算ベースよりも超長期での収支相償を図ること、かつ、極力経費を圧縮することにより、できる限り低い保険料で、巨大地震にも対応しうる保険を提供。</p>																								
<p>官民保険責任額の構造 (再保険スキーム図)</p>	<p>関東大震災クラス地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう、総支払限度額を設定している。</p> <p>◎総支払限度額 一回の地震等につき 12.0兆円</p> <table border="1"> <caption>再保険スキーム図のデータ</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額 (億円)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保険会社 (民間)</td> <td>2,249</td> <td>約0.25%</td> </tr> <tr> <td>政府 (政府)</td> <td>11,751</td> <td>約99.75%</td> </tr> <tr> <td>民間 (細分)</td> <td>1,259 + 2,661</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>政府 (細分)</td> <td>289</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>民間合計</td> <td>1,960</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>政府合計</td> <td>289</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>総支払限度額</td> <td>12,000</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額 (億円)	割合	民間保険会社 (民間)	2,249	約0.25%	政府 (政府)	11,751	約99.75%	民間 (細分)	1,259 + 2,661	-	政府 (細分)	289	-	民間合計	1,960	-	政府合計	289	-	総支払限度額	12,000	-
項目	金額 (億円)	割合																							
民間保険会社 (民間)	2,249	約0.25%																							
政府 (政府)	11,751	約99.75%																							
民間 (細分)	1,259 + 2,661	-																							
政府 (細分)	289	-																							
民間合計	1,960	-																							
政府合計	289	-																							
総支払限度額	12,000	-																							
<p>準備金残高 (令和3年3月末見込)</p>	<table border="1"> <tr> <td>地震再保険特別会計</td> <td>1兆9,909億円</td> <td rowspan="2">} 政府・民間準備金残高合計 2兆2,464億円</td> </tr> <tr> <td>民間保険会社</td> <td>2,555億円</td> </tr> </table> <p>※政府再保険金の支払が歳出予算及び準備金を超える場合は、借入(特会法36条)または一般会計からの繰入(同法32条)により資金調達を行い、将来の再保険料収入により返済を行う。</p>	地震再保険特別会計	1兆9,909億円	} 政府・民間準備金残高合計 2兆2,464億円	民間保険会社	2,555億円																			
地震再保険特別会計	1兆9,909億円	} 政府・民間準備金残高合計 2兆2,464億円																							
民間保険会社	2,555億円																								

大阪府北部地震における地震保険の保険金支払状況(平成30年12月11日現在)

支払件数は144,029件、支払金額は約1,033億円



	7/2	7/17	8/9	9/10	10/11	12/11
支払件数 全国計(件)	18,010	60,463	92,887	114,632	127,364	144,029
支払金額 全国計(億円)	137	443	717	866	946	1,033

※日本損害保険協会HP公表資料を基に財務省作成

保険金支払迅速化の取組み

1. 全ての地震に適用

○ 地震アプリ

- ・ モバイル端末（地震アプリ）を使用し、損害調査書を電子的に作成。
- ・ アプリ上で写真撮影・図面作成が可能。
- ・ 損害割合の自動計算ができ、損害認定結果をアプリ上に表示。

（参考）地震アプリの利用状況

地震名	利用割合
熊本地震	1割未満
大阪府北部を震源とする地震	3割程度



2. 大規模地震発生時に適用

(1) 損害状況報告（自己申告）方式

- ・ 契約者が保険会社に提出した申告書・写真に基づき、損害調査を実施。

（参考）損害状況報告（自己申告）方式の拡大状況

	建物	家財
東日本大震災	木造住宅（一部）	生活用動産
熊本地震	木造住宅	生活用動産
現在	全ての建物	生活用動産



(2) GIS（地理情報システム）

- ・ 航空写真の画面上での判読や現地踏査による調査結果のデータ化が可能。
- ・ これまで航空写真や衛星写真を1枚ずつ、紙媒体かつ目視により確認を行っていたが、GISを活用しペーパーレス化・効率化するツールを2020年3月に開発。

政策評価との関係について

令和2年度政策評価書において、「地震再保険事業」が関係する政策目標は次のとおり。

政策目標 8 - 1 : 地震再保険事業の健全な運営

政 8 - 1 - 1 : 地震保険制度の安定的な運営 ←関係する施策
政 8 - 1 - 2 : 地震保険の普及
政 8 - 1 - 3 : 地震保険検査の実施

地震再保険事業と政策目標との関係

地震再保険事業は、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、民間の負担力を超える規模の地震損害が発生した際には、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことを通じて、「政 8 - 1 - 1 : 地震保険制度の安定的な運営」に寄与している。

「地震再保険事業」が関係する施策政8-1-1については、「目標達成」との評価。